

登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

○印	病 名	登校・登園・登室停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・带状疱疹（※1）	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
6	結核	医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること）
7	アデノウイルス感染症（※2）	主症状が消失した後2日を経過するまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること）
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること）
11	腸管出血性大腸菌感染症（O157等）	医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること）
12	髄膜炎菌性髄膜炎	医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること）
13	インフルエンザ（※3）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳幼児は3日 ※4）を経過するまで
14	新型コロナウイルス感染症（※3）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の場合は検査日から5日を経過するまで）

※1 第2種感染症の対象ではない。

※2 足立区医師会のご意見を基に、登校・登園・登室許可証を提出する対応となった（令和6年3月～）。

※3 保護者記入の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」の提出も認める。入院した、症状が重かった、呼吸器症状が続く、医師の指示があった等の場合は受診し、本紙「登校・登園・登室許可証」を提出する。

※4 乳幼児はウイルス排泄が長期に及ぶため、登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

（提出先） 学校・園・学童室 年 組 氏名

年 月 日から登校・登園・登室可能と判断します。

医療機関名 医師名 印

----- 切り取り -----

登校・登園・登室届（保護者が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師から診断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病 名	登校・登園・登室のめやす
1	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、発熱がなく、全身状態が良いこと
2	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
3	手足口病	発熱がなく、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
4	ヘルパンギーナ	発熱がなく、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
5	感染性胃腸炎	発熱がなく、嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
6	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良いこと
7	マイコプラズマ肺炎（感染症）	症状が改善し全身状態が良いこと

医師の判断を受け、必要とする場合に空欄部分に病名を記載して提出する。

（提出先） 学校・園・学童室 年 組 氏名

受診医療機関名 受診日 月 日、 月 日

月 日に集団生活が可能な状態となりましたので、 月 日より登校・登園・登室を再開します。

年 月 日 保護者名（自署）

令和6年9月1日改定